

## 監事監査報告書

平成30年5月22日

社会福祉法人西ノ島福社会  
理事長 岡田 昌平 様

監事 安部 義征 

監事 堀川 菜市 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。監査日時、場所、その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

### 1. 監査日時

和光苑拠点区分 平成30年5月21日(月) 9時30分から16時00分  
みゆき荘拠点区分 平成30年5月22日(火) 9時30分から16時00分

### 2. 監査場所

和光苑会議室 (21日)  
みゆき荘応接室 (22日)

### 3. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告書等(事業報告及びその付属明細書)について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその付属明細書)及び財産目録について検討いたしました。

#### 4. 監査意見

##### ① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、社会福祉法人西ノ島福社会の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

##### ② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、社会福祉法人西ノ島福社会の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

#### 5. 追記情報（以下の事項がある場合） 持りなし

- ① 正当な理由による会計方針の変更
- ② 重要な偶発事象
- ③ 重要な後発事象